



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2012年5月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

謹啓 春風若葉にかおる候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、少し前になりますが、今年は満開の桜を真間山、里見公園、都内の千鳥ヶ淵と満喫して参りました。本年も無事に春を迎えられたという喜びを例年以上に感じながら。

仕事やプライベートにおいて与えられる役割が多くなってきているのを感じます。率先して担った役割もありますが、与えられるものは年齢的なものもあるのではないかと考えています。社会の中で与えられる役割をきっちりと果たしながら、その経験を次世代に伝えていきたいと思っております。時節柄、お身体ご自愛下さい。 謹白



行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房

2 近況のお知らせ

(1) 市川市行政書士相談会の相談員を務めて参りました

4月9日、午後1時から5時まで市川市役所本庁舎において、市民向けの行政書士無料相談が行われ、相談員を務めて参りました。当日は5名の方のご相談をお受けいたしました。相談内容は相続・遺言に関するものでした。本年度の無料相談会は本庁舎では毎月第2月曜日に開催され、2名の行政書士が皆様のご相談に対応いたします。本年も当事務所は、本庁舎と行徳支所にてご相談にあたります。日程は「広報いちかわ」に掲載しておりますので、市川市の皆様お気軽に行政書士無料相談をご利用ください。事前予約は不要です。



(2) 開業体験談を発表して参りました



4月21日午後、私が開業前にお世話になりました都内代々木の行政書士桂井先生が主催する「日本行政専門学院」において、開業体験談を発表して参りました。私自身が開業前、開業準備の段階から、どのような過程をたどりながら現在に至ったのかを、開業を志す生徒さん12名を相手に約90分にわたりお話しいたしました。

私自身はまだ途半ではありますが、私の開業体験がこれから開業をする方のお役に少しでも立てたらという思いで、この2年間にあった様々な素晴らしい出会いを含めて、お話ししてきました。講義終了後に沢山の質問があり、回答させていただきました。この事務所通信も資料として配布いたしました。

開業体験談をお話することで自分の現在の立ち位置がわかり、自分自身のためにもなったと思っております。今後ともこういった機会があれば積極的にお話させていただきたいと思っております。

(3) BNI マスターマインドのチャプターウェブマスターになりました

私が所属する「一業種一人」の異業種交流会 BNI マスターマインドは、4月より役職等を一新し、新たなスタートを切りました。私はチャプターウェブマスターとなりました。ウェブマスターの仕事は、メンバーの Facebook や Google ドキュメント、ML の登録等の管理及び定例会当日のプレゼンテーションの時間管理です。その他にも当日のスライド作成も含めて重要な役割を任せていただいております。得意の IT 知識



を活かして尽力していきたいと思っております。BNI マスターマインドにご興味のある方は星川までご連絡ください。場所は銀座の「一差」(中央区銀座 1-2-4 サクセス銀座ファーストビル 11F)にて水曜日の午前開催しております。是非、一度参加してみませんか。

(4) 市川商工会議所青年部 4 月定例会を開催いたしました

4 月 10 日午後 7 時半より、市川商工会議所において青年部 4 月定例会が開催され、私の所属する拡大研修委員会が会の企画運営を行いました。定例会では「60分で分かる『金融経済セミナー』～金融から見た日本経済の歩み、そして将来を読み解く」と題して、三京証券株式会社取締役の堀口渉氏を講師に迎えて、経済の基本を過去から未来にかけて講演をしていただきました。青年経済人としての研鑽を深めた定例会となりました。

3 業務インフォメーション

1 外国人の起業に最適！、都心の安心価格のレンタルオフィスをお探しの方へ

外国人の起業支援を行なっている当事務所は、有限会社ビジネスガーデンと 3 月 29 日に協力関係を結びました。ビジネスガーデンは、新宿 (JR 新宿徒歩 6 分)、渋谷 (駅徒歩 3 分)、四ツ谷、新橋に安価で 24 時間 365 日使用可能なレンタルオフィスを提供している会社です。外国人の投資経営ビザのポイントとなる事務所の要件に合致するオフィスです。



住所地での登記が可能。契約は 1 年間で。敷金、入会金等はなし。保証金のみ 1 ヶ月分利用料預かりで 6 ヶ月経てば返金されます。広さは 1.5 畳から。英語対応可能なスタッフが常駐しており、四ツ谷では韓国語、新橋では中国語対応可能です。電話秘書代行サービス、私書箱サービス

も有料で利用可能。もちろん、日本人の起業家の皆様にもスタートアップにはお勧めのオフィスです。貸会議室も付設されています。自信をもってお薦めできるレンタルオフィスです。ご興味のある方は是非お問い合わせください。

● 新宿ビジネスガーデン WEB サイト <http://www.shinjuku-bg.jp/office/> TEL(03-6890-1111)



2 個人事業者等の方の「転ばぬ先の杖契約書」を格安で作成します

個人でお店、サロン、事務所を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした契約を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「転ばぬ先の杖契約書」を ¥5,000 (税別) から作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。口約束ではいざというときのトラブルのもとになりますよ。



3 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。決算変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

4 月の決算期を迎え、決算変更届が必要となる業種の皆様 (建設業等)、官公庁への届出書類の作成及び届出代行も行います。本業もお忙しい中のことだと思いますので、従業員様のアウトソーシングとして是非御用命ください。

4 その他 (相続等の相談はいつでもどうぞ！)

市民の皆様の最も身近な法律家として、相続手続きの相談及びお手伝いをさせていただいております。お気軽にご相談ください。24 時間 365 日いつでも対応いたします。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239